

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月12日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第14号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
学校	課程	学科	昼夜間の別	学校	課程	学科	昼夜間の別
略				略			
佐賀県立牛津高等学校	全日制課程	生活経営科、服飾デザイン科、 <u>フードデザイン科</u> 、食品調理科	昼間	佐賀県立牛津高等学校	全日制課程	生活経営科、服飾デザイン科、食品調理科	昼間
略				略			

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第1に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。